

役員・評議員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成仁会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第22条、評議員選任・解任委員会細則第5条の規定に基づき役員（理事・監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等という。」）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等のうち、常勤の役員等に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬額（年棒額）は次の通りとし、上限額を超えて支給する場合は、理事会の承認を得て支給額を決定し支給する。

(1) 理事長 前年事業活動収入×3%以内（上限額は3,000万円とする）

(2) 業務執行理事 前年事業活動収入×1.5%以内

上限額は1,500万円とし、その範囲内で理事長が定める額

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、銀行振込にて毎月15日（支給日が銀行休業日であれば前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務の為に出張（宿泊を伴う1日を単位とした出張）したときは、その都度費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて交通費の実費額とする。

3 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席したとき、その都度、定款に定めた上限範囲内で源泉預り金を除いた額を現金支給する。

支給金額は次の通りとする。（源泉預り金を除く）

(1) 監事 10,000円

(2) 理事 10,000円

(3) 評議員 10,000円

(4) 評議員選任・解任委員 10,000円

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成16年8月21日より適用する
- 2 この規程は、平成23年5月28日より適用する
- 3 この規程は、平成24年3月24日より適用する
- 4 この規程は、平成28年3月26日より適用する
- 5 この規程は、平成29年6月13日より適用する
- 6 この規定は、令和元年10月26日より適用する